

届出制手数料に掛かる手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
本所が有料職業紹介事業を行い就職が決定した場合には、求人者から、左記の紹介手数料を申し受けます。	1. 求人者が本所が紹介した求職者を採用した場合には、求人者から紹介手数料を申し受けます。
	2. 紹介手数料は、当該休職者の理論年収（月次給与の12箇月分、見込み賞与、見込み諸手当）の31.5%（消費税相当分を含む）とします。但し、求職者を1年未満の期間の定めある雇用契約に基づき雇用する場合は、当該求職者の当該契約期間の収入（月次給与、見込み賞与、見込み諸手当）の31.5%（消費税相当分を含む）とします。
	3. 求職者により採用された求職者が、入社日から起算して3ヶ月以内に求職者の自己都合により退職した場合または求職者本人の責により解雇となった場合には、求人者に対して当該紹介手数料の52.5%（消費税相当分を含む。）を返還します。
	4. 本社は、求職者の求人者への入社日以降速やかに2. の紹介手数料を請求し、求人者は同請求額を請求の翌日20日までに銀行振込により本所に支払うものとします。